

東京・大田区で小さな税理士法人の代表社員をしております佐伯正隆と申します。

共通番号制度にかかわり、①個人情報の安全管理の問題について、②個人情報の管理を強いられる中小の事業者の事務・費用負担等について、お話しさせていただきます。

1 個人情報の安全管理等に関して

今回の番号法は、その法律の名称「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に示されているように、行政手続きに利用されること、そして、第一条（目的）に「…異なる分野に属する情報を照合し…、これにより行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り…」謳われているように、行政事務の効率化がその目的の中心であると思います。

今回の共通番号制度では、民間の事業者がマイナンバーを取り扱うことになり、様々な問題が生じてきました。

市区町村への給与支払報告書の提出、日本年金機構に提出する被保険者資格取得届など行政機関に対する諸手続きにおいて、民間の事業者は、その書類に従業員本人及びその家族の個人番号を記入することになりました。

事業者は、法律上「個人番号関係事務実施者」に該当することになり、否応なしに個人番号を取り扱うことになります。個人番号を記入するためには、全ての従業員から本人及び家族の番号を提出させることが必要となります。

これらのことから、法施行日（平成 27 年 10 月 5 日（月））のかなり前から、事業者に対し、各種行政機関や業界の上部団体からマイナンバーについて対応を行なうよう様々な情報が届けられました。

私たち税理士には、税理士のための「マイナンバー対応ガイドブック」が昨年 4 月に届けられました。これには「個人番号を取り扱う上で、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。そのためには、必要かつ適切な安全管理を前提とした体制を整備する必要があります。」などが書かれています。

また、特定個人情報保護委員会（当時）は、平成 26 年 12 月に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の概要」を発行していますが、ここには「個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対して、個人データに関する安全管理措置を講じることとし、従業者の監督義務及び委託先の監督義務を課しているが、番号法においては、これらに加え、全ての事業者に対して、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む）について安全管理措置を講ずることとされている」等が示され、さらに「委員会による監視・監督」や「罰則の強化」についても述べられています。

結局、民間の事業者に「マイナンバーを常時に取り扱う事」、「安全管理措置をとること」が「罰則付きで」押し付けられることになりました。

2 中小の事業者の負担について

人を雇用している事業所は、給与・賃金・賞与から所得税・住民税を天引きすること、

社会保険料、雇用保険料等の徴収と納付を行なうことが法律で強制されています。毎月の給与の支払いの後に、所得税、住民税、社会保険料を納付していますが、これらの事務負担は零細な事業者であるほど重たいものです。

時に、資金繰りの苦しいときなど、預かった源泉所得税の納付を遅れることもありますが、1日でも遅れると、原則として納付税額の5%の不納付加算税が課せられます。

このように民間の事業者は従業員のために、あるいは国家や地方自治体のために無償で多くの事務負担をしています。

先に述べましたように、マイナンバー制度が始まった後は、これに加え、従業員等からのマイナンバーの取得、行政機関等への提供、保存・管理、廃棄の事務が加わることになりました。この事務が本格化するのは今年暮の「年末調整」からになりますが、その準備で多くの事業者が悩んでおります。

ここに、今年2月末に退職された方の源泉徴収票があります。マイナンバー欄が入ったことにより大きさは昨年までの倍となっています。これにはマイナンバーが記載されておりません。ご本人に確認したところマイナンバーを会社に届け出たとの事です。

「源泉徴収票の本人交付用にはマイナンバーを記載しない。」とする所得税法施行規則の改正が昨年10月2日（金）、番号法施行日の「前日」に行われました。それまでは、本人交付用にも「マイナンバーを記載すること、金融機関等に提出する場合はマイナンバーが見えないようマスキングすること」とされていました。

結果、源泉徴収票は2種類必要となりました。そのための年末調整等のソフトの更新を自前でやらなければなりません。

総務省などが発行しているパンフレットなどを見ても、国民向けには「マイナンバー制度は、安心・安全の仕組みです。」と言いながら、事業者には「マイナンバーの安全管理を徹底させましょう」として、「担当者を決め、教育する」、「カギ付の棚の用意、シュレッダーなどで書類の廃棄」、「パソコンのウィルス対策ソフトウェアの導入を」、「パーテーションに工夫を」、「覗き見されない座席配置」などが必要とされています。これらに、いくらの費用がかかるのでしょうか。

昨年5月、帝国データバンクが、企業約1万社を対象にしたマイナンバー制度に関する意識調査を発表。6割は「まだ何もしていない」、費用の負担額は1社平均109万円でした。このように、民間の事業者は情報管理の責任を負わされることになり、その実務負担や責任の負担は計り知れないものです。

私どもの事務所で担当している中小の事業者（法人）のうち3件が、この4月から5月にかけて廃業（解散）します。うち2件はキチンと解散・清算の手続きを行いますが、これらの解散した企業も法に定める保存期間はマイナンバーを保管する義務がありますが、可能かどうか不安です。もう一件は倒産で、夜逃げのようなことになりましたが、従業員のマイナンバーの管理できるのでしょうか。

「官」でさえ時には情報が洩れます。民間の情報は努力しても必ず洩れるものです。まして零細な事業者に罰則付きで情報の管理をさせるには無理があります。

このような番号制度は一日も早く廃止していただきたいと思っております。